

「垂仁天皇紀」における祭祀・葬送伝承の考古学的意義 ——石上神宮の神宝と埴輪の起源伝承を中心に——

笛生 衛

一、はじめに

『日本書紀』垂仁天皇紀には、前代の崇神天皇紀とともに古代の祭祀や祭祀制度の起源に関連する伝承が記されている。二十五年三月、伊勢の五十鈴川上における神宮の創建や、石上神宮における神宝管理の起源に関する伝承は、その代表例である。一方、出雲や朝鮮半島との関連についても多くが語られる。誉津別皇子や野見宿禰、天日槍の伝承である。これら伝承から、『日本書紀』編纂者は垂仁天皇の時代を、祭祀制度や国家が形成される上で、また出雲や朝鮮半島との関係が作られていく上で重要な画期と認識していたことがわかる。

では、これら垂仁天皇紀の伝承は、いかなる歴史的な背景を持つのだろうか。この問いに答えるには、限られた文献史料のみでは限界がある。そこで、本稿では垂仁天皇紀の伝承を、考古学資料を使い検証し、その歴史的な背景を考えてみたい。特に、ここでは考古学資料との比較が可能な垂仁天皇三十九年・八十七年の石上神宮に関する伝承と、同三十二年の埴輪起源伝承をとりあげ検証を試みる。

二、石上神宮と神庫・神宝

石上神宮の神寶 石上神宮は、布留川が大和盆地に流れ出る地点に鎮座する。『古事記』中巻の神武天皇東征の段に、建御雷神が下した神劍「布都御魂」について「此の刀は、石上神宮にあり⁽¹⁾」とあり、この刀剣を『日本書紀』神武天皇即位前期では「部靈」とする。⁽²⁾また、『日本書紀』神代上の第八段一書第二には、素戔鳴尊が八岐大蛇を斬った刀について、「其の蛇を斷りし劍をば、號けて蛇の麁正と曰ふ。此は今、石上に在す」とあり、『古語拾遺』では、この刀（天十握劍）について「其の名は天羽斬。今、石上神宮に在り⁽³⁾」とする。八・九世紀、石上神宮は、特別な働きをもつ神の刀剣を保管し伝えていると認識されていた。この石上神宮について『日本書紀』垂仁天皇紀では、次の二つの記事がある。

◎三十九年の冬十月に、五十瓊敷命、茅渟の菟砥川上宮に居しまして、劍一千口を作る。因りて其の劍を名けて、川上部と謂ふ。亦の名は裸伴（中略）と曰ふ。石上神宮に藏む。是の後、五十瓊敷命に命せて、石上神宮の神寶を主しむ。

◎八十七年の春二月の丁亥の朔辛卯に、五十瓊敷命、妹大中姫に謂りて曰はく、「我は老いたり。神寶を掌ること能はず。今より以後は、必ず汝主れ」といふ。大中姫辭びて曰さく、「吾は手弱女なり。何ぞ能く天神庫に登らむ」とまうす（神庫、此をば保玖羅と云ふ）。五十瓊敷命の曰はく、「神庫高しと雖も、我能く神庫の爲に梯を造てむ。豈庫に登るに煩はむや」といふ。故、諺に曰はく、「天の神庫も樹梯の隨に」といふは、此其の縁なり。然して遂に大中姫命、物部十千根大連に授けて治めしむ。故、物部連等、今に至るまでに、石上の神寶を治むるは、是其の

縁なり。昔丹波國の桑田村に、人有り。名を甕襲と曰ふ。則ち甕襲が家に犬有り。名を足往と曰ふ。是の犬、山の獸、名を牟士那といふを昨ひて殺しつ。則ち獸の腹に八尺瓊の勾玉有り。因りて獻る。是の玉は、今石上神宮に有り。

三十九年の記事は、垂仁天皇紀に多く見られる「神宝」の伝承の一つである。石上神宮に多量に納められていた武器の起源を示すもので、武器そのものが「神宝」とされている。この記事からは、石上神宮の機能は、神劍に代表される神宝を主（掌）る、つまり管理し祀ることにあつたと読み取れる。つづく八十九年の記事は、三十九年の記事を受けたものである。ここからは、神宝は、梯をかけて登る高床構造の「神庫」に納められていたことがわかる。また、後段の「甕襲」の伝承からは、神宝には刀剣類のみでなく、大形の特殊な勾玉が含まれていたことがわかる。

石上神宮の構造 古代の石上神宮の中枢部の建物・施設については、次の『延喜式』臨時祭式八十五条から、ある程度の推測が可能である。

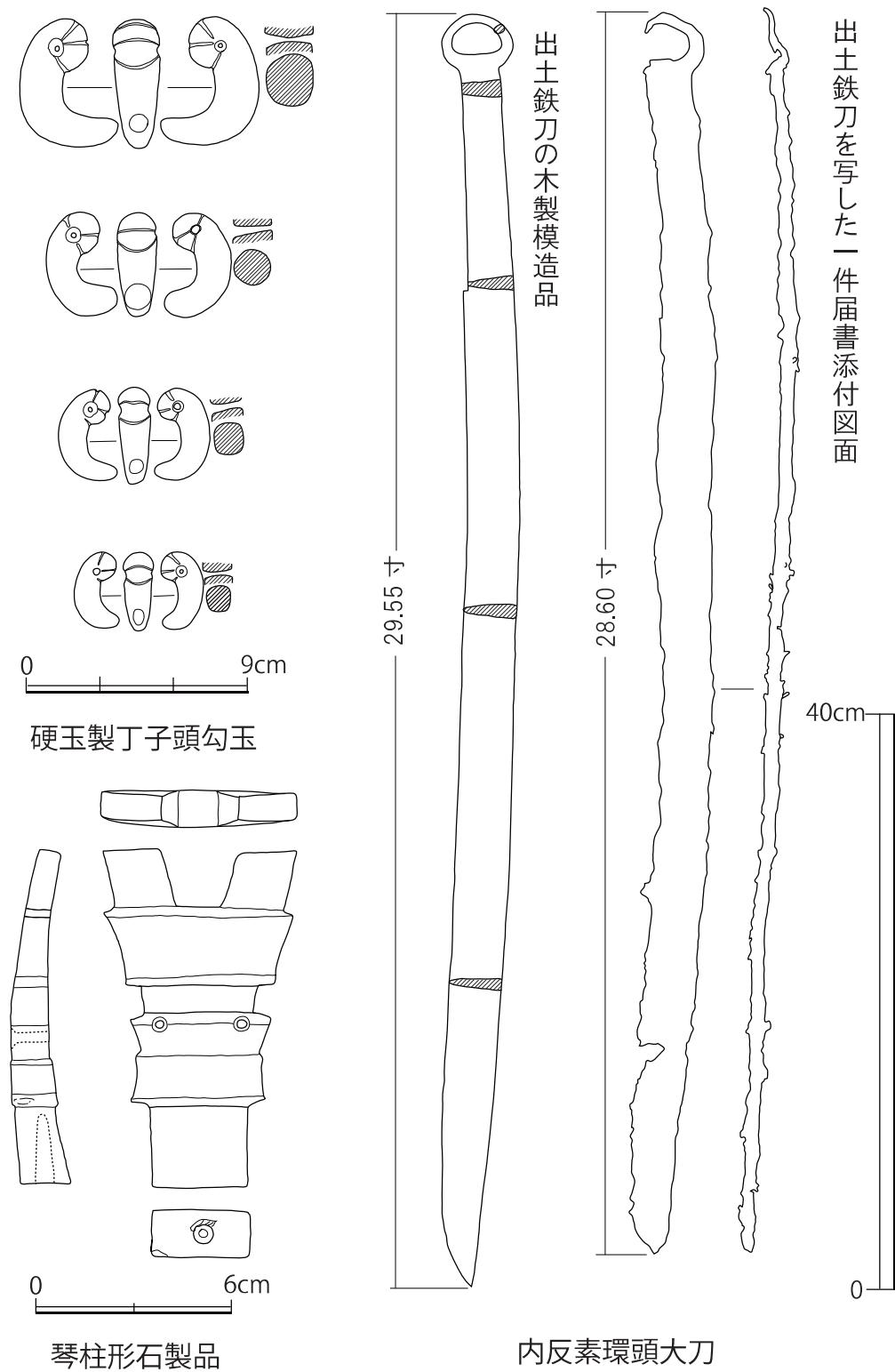
凡そ石上社の門の鑰一勾・匙二口は、官庫に納めよ。祭に臨み、さきだちて官人・神部・ト部各一人を遣わして、門を開き掃除して祭に供えよ。自余の正殿ならびに伴・佐伯の二殿の匙各一口は、同じく庫に納めて輒く開くことを得ず。⁽⁴⁾

石上神宮の中核は、正殿と伴・佐伯殿という三殿で構成され、それぞれに扉があり匙で開ける鍼で施錠され、神宝を奉安していたことになる。これに垂仁天皇八十九年の内容を併せると、正殿と伴・佐伯殿は、施錠できる扉を備えた高床倉構造の建物であつたと考えられる。さらに、門の存在も確認できる。『皇太神宮儀式帳』によると、九世紀初頭の神宮には「於葺御門」・「於不葺御門」が存在し、ともに瑞垣と玉垣に接続する。⁽⁵⁾ この門と垣の関係を、石上神宮の中枢部に当てはめると、神宝類を納めた高床倉構造の正殿と伴・佐伯殿は門を備えた垣が廻っていたと推定でき

る。神宮の瑞垣（板垣）の高さは、『皇太神宮儀式帳』では一丈（約三メートル）で、御形の宝鏡や神宝・装束類を奉安する正殿と東西の宝殿を周囲から区画・遮蔽する構造となつていて。石上神宮の中核部も類似した構造を推定でき、神宝類を納めた高床庫群（正殿、伴・佐伯殿）は、高い板垣で周囲から区画・遮蔽されていたと復元できる。それは石上神宮のどこにあつたのか。その候補地としては、やはり、神剣「部靈」が埋納されたと伝えられ、近世まで石の垣で区画・遮蔽されてきた「禁足地」を考えるべきだろう。⁽⁶⁾

禁足地の出土品 この禁足地では発掘が行われ、古墳時代の品々が出土しており、石上神宮に納められていた古代の神宝類の具体的な姿を考える上で参考となる。禁足地の発掘は、明治七年（一八七四）、当時の大宮司、菅政友によつて行われた。その経緯や出土品については、大場磐雄と藤井稔氏の紹介・論考に詳しい⁽⁷⁾。出土品には、鉄製の内反素環頭大刀、硬玉製の丁字頭勾玉や碧玉製の管玉等の玉類、碧玉製琴柱形石製品がある（第1図）。特に、禁足地の中央からほぼ完全な形で出土した内反素環頭大刀は、その出土場所から考えて、神剣「布都御魂（部靈）」など、古代の石上神宮に藏されていた神聖な刀剣の具体的なイメージと密接に関連する可能性が高い。

内反素環頭大刀は、弥生時代後期末期（二世紀後半）の福岡県平原一号墳の副葬品にあり⁽⁸⁾、古墳時代前期、前方後円墳集成編年（以後、集成編年⁽⁹⁾）3期（四世紀代）の奈良県東大寺山古墳からは、素環頭大刀七本（内反素環頭大刀二本を含む）の他、素環頭を青銅製の環頭へと接ぎ換えた内反大刀五本が出土している⁽¹⁰⁾。このうち、青銅製環頭の内反大刀の峰には、金象嵌で「中平□□（年）五月丙午 造作文刀百練清剛（鈎） 上應星宿 □□□□（下辟不祥）」の文字を刻む。「中平」は、中国後漢の年号で、西暦一八四年から一八九年までの年代に当たる。これらの事例から、鉄製の内反素環頭大刀は、中国、後漢帝国に由来する優れた鉄刀で、二世紀後半頃から三世紀には日本列島にもたら



第1図 石上神宮禁足地出土品（註7大場論文の図面にもとづき作製）

されていたとみてよいだろう。⁽¹¹⁾ 石上神宮の禁足地から出土した内反素環頭大刀にも同じ歴史的な背景が考えられる。

出土した硬玉製勾玉十一点のうち十点は「丁字頭」で、その中には、長さ五・八センチメートル、頭部の下端の抉りが明確に屈曲し、奈良県桜井市の桜井茶臼山古墳から出土した勾玉に類似するものがある。桜井茶臼山古墳は、集成編年2期、三世紀末期頃の年代を推定できるため、禁足地から出土した硬玉製勾玉には古墳時代初期のものが含まれると考えられる。これらの勾玉は、垂仁天皇紀八十七年、獸の腹から出て石上神宮にあつたとされる大形の勾玉との関連が考えられ、それは、禁足地から出土した古墳時代初期頃の古い大きな硬玉製の勾玉を指していた可能性が高い。⁽¹²⁾ また、碧玉製の琴柱型石製品は、松林山型の系譜を引く石上型の典型例で、集成編年の2期から3期に並行し、三世紀末期から四世紀代の年代を推定できる。

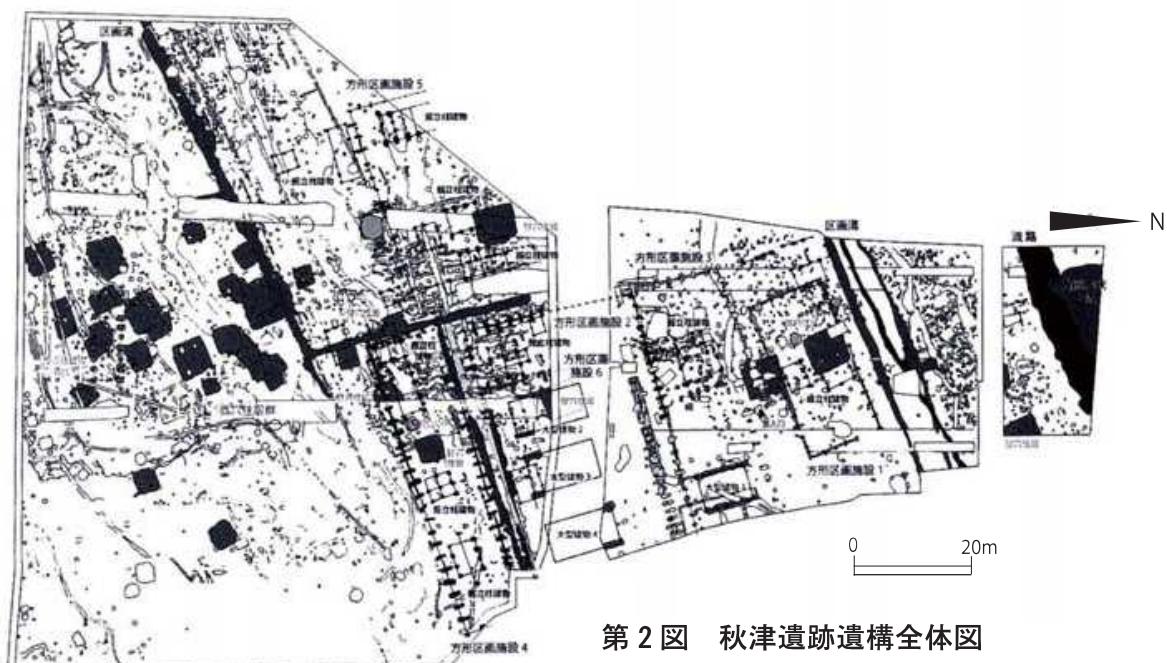
垂仁天皇紀八十七年二月の記事と『延喜式』臨時祭式の規定を参考にすれば、禁足地から出土した、弥生時代末期や古墳時代初頭以来の伝統をもつ優れた刀剣、美しい硬玉製の勾玉などは、古代には高床倉構造の「神庫」に納められ、周囲を板垣が区画・遮蔽していたと考えられる。

神庫と垣 このような高床構造の建物と板垣の区画という組み合わせは、四世紀まで遡ることが、奈良県御所市の秋津遺跡の発掘調査で明らかとなつた⁽¹³⁾（第2図）。秋津遺跡では、掘立柱建物群を板垣が方形に区画・遮蔽する遺構を七ヶ所確認している。最大規模の区画は、東西五十メートル以上、南北五十メートル。板垣の区画内の建物群には、伊勢神宮の正殿、東・西の宝殿と共に独立棟持ち柱構造の建物に加え、総柱の高床構造の建物が含まれる。遺跡の中央部では土器が廃棄されており、その四十パーセントを小型丸底壺と高杯が占める。これらの土器は、飲食を供獻する祭祀・儀礼的な行為に使用し、最終的に廃棄されたと考えられる。この他、鍛冶や玉作、水銀朱の生産と関連する

工房が隣接して存在していた可能性が高い。年代は四世紀代で、一世紀ほどの間に三度から四度の建て替えが行われたと推定され
れている。

石上神宮では、禁足地出土の内反素環頭大刀や勾玉など三・四世紀頃の品々に加え、七支刀が伝世している。七支刀の銘文冒頭の年号「泰和四年」は東晋の「太和四年（三六九）」に当たるとされる^{〔15〕}。七支刀は四世紀後半に製作され、程なく石上神宮に納められたと考へると、内反素環頭大刀や勾玉などに七支刀をふくめた品々が、四世紀後半頃を境に神庫に神宝として収納・保管された遺構の存在から無理な推定ではないだろう。それが、『延喜式』臨時祭式の記事から復元できる古代の石上神宮の構造へとつながつていったと考えられる。この構造は、宝鏡を奉安する神宮の原形「神籬」とも共通する^{〔16〕}。

ちなみに、石上神宮の西側、布留川の北約二五〇メートルに位置する奈良県天理市の布留遺跡三島中里地区では流路跡が確認されており、多量の土器と木製品が出土した。その古墳時代の層



位からは、刀剣の装具が約六十点、さらに精鍛鍛冶滓が出土し、流路周辺に武器工房があつたと推測されている。出土した武器類の年代は、四世紀後半から六世紀前半までである⁽¹⁷⁾。布留遺跡における武器工房の存在は、武器庫としての性格を持っていた古代の石上神宮との関連が考えられ、それが形成される画期は、やはり四世紀後半となる。

神宝の確立 四世紀後半頃、弥生時代末期から古墳時代の初期に大陸から伝來した優れた銅鏡や鉄製の刀剣、もしくは、それらに由来し列島で作られた鏡・刀剣類、または伝統的な大形の勾玉など、これらの品々を神宝として高床倉に保管し、板垣で周囲を区画・遮蔽する施設が成立した。そのような施設の一つが、宝鏡を奉安する神宮であり、優れた刀剣を保管し祀る石上神宮だつたのではないだろうか。同時期、宗像・沖ノ島祭祀遺跡では、銅鏡・鉄製刀剣・石製腕輪・玉類を、巨岩の隙間に纏めて納めた形で岩上祭祀の遺跡が残されるようになる。⁽¹⁸⁾ ここにも、石上神宮の禁足地の出土品と共に通した背景を考える必要があるだろう。

『日本書紀』垂仁天皇紀では、石上神宮の神宝の他、三年三月と八十八年七月で天日槍の神宝、二十六年八月で出雲国の神宝について触れている。このうち天日槍の神宝については、具体的な内容が記されている。三年三月条では、新羅の王子、天日槍が将来した品々として「羽太の玉」、「足高の玉」、「鶴鹿鹿の赤石の玉」、「出石の小刀」、「出石の梓」、「日鏡」、「熊の神籬」の七種をあげ、但馬国に藏（おさ）めて、常に神の物としたという。同条の異伝は、先の七種に「膽狭浅の大刀」を加える。この神宝のうち「熊の神籬」は、神と関係する特別な器物（例えは神として祀られる鏡・刀剣・刀子など）を納める厨子のようなものと考えられる⁽¹⁹⁾。その他は、基本的に玉+銅鏡+武器（小刀・大刀・梓）で構成されている。これらの品々は、三年三月条にあるように特定の施設・建物に藏され、常に神の物とされていた。この性格は、八十八年条でも変わらず「神府（かみくら）」に藏されており、自ら移動し不思議な力を示す

「出石の刀子（小刀）」は、淡路の国では祠（ほくら）を建て神として祀られた。特別な働きのある器物（武器）を神庫・祠に藏して祀る点は、石上神宮の「部靈」と「神庫」の関係と共通する。

二十八年八月条の出雲国の神宝については、十干根大連に内容を確認するよう命じ報告させたとのみあり、神宝の具体的な内容については触れていない。しかし、その出雲国を中心的な祭祀の場、島根県出雲市の出雲大社（杵築大社）境内で行われた発掘調査では、四世紀後半の土器群とともに、出雲の花仙山産の赤瑪瑙製勾玉・滑石製の勾玉・白玉⁽²⁰⁾が出土した。出土土器には畿内系（布留式土器）の影響を受けて作られた甕が含まれ、四世紀後半、ヤマト王権と関係しながら、後の杵築大社に連続する祭祀の場が成立したと考えられる。そこには出雲の花仙山産の赤瑪瑙で作った勾玉が存在していた。

石上神宮の禁足地、宗像・沖ノ島祭祀遺跡、そして出雲大社境内遺跡では、四世紀後半を共通の画期として、古墳時代後期から奈良時代へと連続する祭祀の場が形成されている。これら遺跡の遺構・遺物に、『日本書紀』『延喜式』の記載から推定できる古代の石上神宮の構造、さらに秋津遺跡の遺構を加え総合的に考えると、四世紀後半に、武器（刀劍・鉢など）、銅鏡、玉類を中心とした特別な品々を神宝として神祭りの場や神の近くへ納め保管・管理する形が成立していたと考えられる。これが、『日本書紀』垂仁天皇紀の神宝記事に対応する出来事だったのではないだろうか。

三、日葉酢媛命陵墓と古墳の変容

埴輪・石棺・土師部『日本書紀』垂仁天皇紀で著名な伝承に、埴輪の起源に関する次の物語がある。

◎二十八年の冬十月の丙寅の朔庚午に、天皇の母弟倭彦命薨りましぬ。十一月の丙申の朔丁酉に、倭彦命を身狹

の桃花鳥坂に葬りまつる。是に、近習者を集へて、悉に生けながらにして陵の域に埋みて立つ。日を數て死なずして、晝に夜に泣ち吟ふ。遂に死りて爛ち臭りぬ。犬鳥聚り噉む。天皇、此の泣ち吟ふ聲を聞しめして、心に悲傷なりと有す。群卿に詔して曰はく、「夫れ生に愛みし所を以て、亡者に殉はしむるは、是甚だ傷なり。其れ古の風と雖も、良からずは何ぞ従はむ。今より以後、議りて殉はしむることを止めよ」とのたまふ。

◎三十二年、秋七月の甲戌の朔己卯に、皇后日葉酢媛命（一に云はく、日葉酢根命なりといふ）薨りましぬ。臨葬らむとすること日有り。天皇、群卿に詔して曰はく、「死に従ふ道、前に可からずといふことを知れり。今此の行の葬に、奈之為何む」とのたまふ。是に、野見宿禰、進みて曰さく、「夫れ君王の陵墓に、生人を埋み立つるは、是不良し。豈後葉に傳ふることを得む。願はくは今便事を議りて奏さむ」とまうす。則ち使者を遣して、出雲國の土部壹佰人を喚し上げて、自ら土部等を領ひて、埴を取りて人・馬及び種種の物の形を作りて、天皇に献りて曰さく、「今より以後、是の土物を以て生人に更易へて、陵墓に樹てて、後葉の法則とせむ」とまうす。天皇、是に、大きに喜びたまひて、野見宿禰に詔して曰はく、「汝が便議、寔に朕が心に治へり」とのたまふ。則ち其の土物を、始めて日葉酢媛命の墓に立つ。仍りて是の土物を號けて埴輪と謂ふ。亦は立物と名く。仍りて令を下して曰はく、「今より以後、陵墓に必ず是の土物を樹てて、人をな傷りそ」とのたまふ。（中略）即ち土部の職に任せたまふ。因りて本姓を改めて、土部臣と謂ふ。是、土部連等、天皇の喪葬を主る縁なり。所謂る野見宿禰は、是土部連等が始祖なり。

垂仁天皇二十八年、皇弟、倭彦命の陵墓で殉死した近習の悲惨な様子に、天皇は心を痛める。三十二年、皇后、日葉酢媛命の葬送にあたつて、天皇は土師氏の祖、野見宿禰の献策を取り入れ、埴で人・馬などを作り陵墓にたてさせた。

これが埴輪の起源となつたという。垂仁天皇の漢風謚号の由来となる天皇の「仁德」を示す内容となつてゐる。しかし、この埴輪の起源説話は、考古学的な埴輪研究により、歴史的には否定されている。埴輪の起源は、弥生時代後期の墳丘墓に置かれた壺形土器と器台にあることが明らかにされたからである。⁽²¹⁾

一方、『古事記』で該当する部分をみると、埴輪の起源説話はなく、次のような簡単な記述があるだけである。

又其の大后比婆須比賣命の時、石祝作を定め、又土師部を定めたまひき。此の后は、狹木の寺間の陵に葬りまりき。

『新撰姓氏録』左京神別下では火明命の六世孫、建真利根命の子孫「石作連」について「垂仁天皇ノ御世、皇后日葉酢媛命ノミタメニ、石棺ヲ作りテ献リキ」とする。⁽²²⁾このため、『古事記』の「石祝作」は石棺を製作した「石作連」にあたるとみてよい。また、土師部は『日本書紀』で野見宿禰を始祖として天皇の葬送にかかる一族「土部（土師）連」に対応する。つまり、『古事記』では人物や馬等の形象埴輪が成立したか否かではなく、比婆須比賣命（日葉酢媛命）の葬送は、後につながる石棺が採用され葬送氏族が固定し、天皇・皇族の葬送方法や陵墓の形態が変化した重要な時期として認識されていたことになる。

佐紀盾列古墳群と陵墓 この日葉酢媛命の陵墓は、『古事記』の記載から、大和国の狹木、つまり添下郡の佐紀郷に所在したことが確認できる。これは、嘉承元年（一一〇六）、菅原陣経の撰『菅家御伝記』で「日葉酢媛命狹城墓」に「今狭城盾列池前陵是也⁽²³⁾」との註を加えていることと矛盾はない。『延喜式』卷二十一の諸陵寮には、佐紀に所在する陵墓として、成務天皇の狹城盾列池後陵、神功皇后の狹城池上陵をあげている。⁽²⁴⁾奈良・平安時代には、これら天皇・皇后の陵墓が、平城京の北側、佐紀の地に位置する佐紀盾列古墳群に含まれるとの認識が存在していたことになる。

佐紀盾列古墳群は、大きく東西の二群にわけることができる。このうち東群は、中核となるウワナベ古墳やコナベ古墳は、古市古墳群・百舌古墳群との共通点が多く、年代的には古墳時代中期（五世紀）を中心とすると考えられる。⁽²⁵⁾

一方の西群は年代的に先行し、墳丘長が二〇〇メートルを超す大型の前方後円墳は三基あり、いずれも陵墓に比定されている。つまり、五社神古墳（墳丘長二七五メートル）を狭城盾列池上陵（神功皇后陵）、石塚山古墳（墳丘長二〇四メートル）を狭城盾列池後陵（成務天皇陵）とし、陵山古墳（墳丘長二〇三メートル）を狭城盾列池前陵（日葉酢媛命陵）としている。これら三ヶ所の陵墓名には、「池上」「池前」「池後」との位置関係を示す語が加えられており、相互に近接して立地していたことがうかがえる。これは、佐紀盾列古墳群の西群で二〇〇メートル以上の主要古墳が隣接する位置関係と一致する。これら三基の古墳と日葉酢媛命・成務天皇・神功皇后の陵墓との対応関係は、平安時代までの認識を反映しているとみてよいだろう。少なくとも、西群の主要三古墳が三陵墓の何れかに対応すると考えられる。

佐紀陵山古墳の遺構・遺物 この西群の主要古墳の年代は、従来、五社神古墳が最も古く、次いで陵山古墳、その後に石塚山古墳との順で考えられてきた。⁽²⁶⁾ ところが、五社神古墳（神功皇后陵）の整備に伴い埴輪や土器が採集され、その年代の再検討が必要となつた。埴輪は家形・蓋形・盾形・壺形がある。土器には土師器の小形高杯と壺、笊形土器があり、西側の括れ部付近、造り出しに当たる部分から出土している。⁽²⁷⁾ この笊形土器は、兵庫県加古川市の行者塚古墳のものに類似し、集成編年5期、四世紀末期から五世紀初頭の年代を推定できる。このため五社神古墳は、陵山古墳より年代が降ると考えられ、佐紀盾列古墳群で陵墓に比定されている三基の古墳の中では、陵山古墳が最も古い可能性が高い。佐紀盾列古墳群の形成は、陵山古墳の造営により始まつたとも言えるだろう。

陵山古墳は、大正四年（一九一五）に盗掘を受け、翌年に復旧工事が行われた（第3図）。この時の記録や資料を

まとめ整理した石田茂輔氏の論文から埋葬施設の構造と副葬品について知ることができる。そこには、同古墳の復旧工事の現場を実見した和田千吉と、諸陵寮にあつた出土品を調査・整理した梅原末治が作成した埋葬施設の復元図が掲載されている（第4図）。これらから窺える、陵山古墳の特徴は、以下の五点にまとめることができる。

（1）後円部の墳頂部は平坦で、周囲は円形の円筒埴輪列が繞り、中央部に石室が造られる。

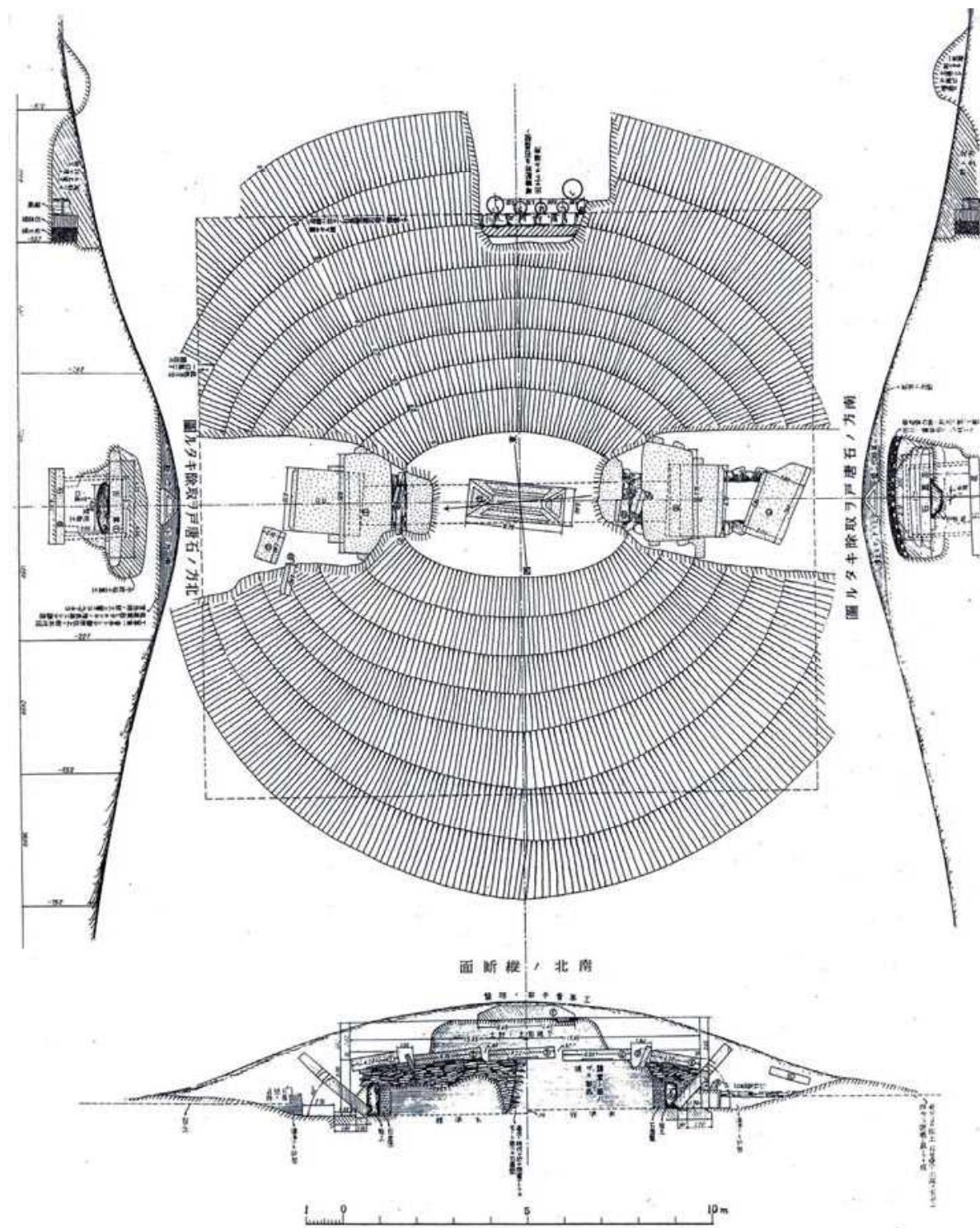
（2）石室の周囲には、石室と方位を合せた矩形の石垣（割石小口積み。推定規模、南北一六・五一メートル×東西一五・七五メートル）が造られ、その外側に矩形の円筒埴輪列が配置される。石室を築いた上に方丘の封土が覆う。

（3）石室（内法の主軸長八・五五メートル、幅一・〇九メートル）の構造は、長辺の壁を割石小口積みにするのに対し短辺の壁は一枚の板石を使用し、底石（床）には二枚の板石を使う。天井石は五枚の板石で、両端に繩掛け突起が付く。また、石室には、長さ二・六三六メートル、幅一・〇三メートル、高さ〇・四五メートルで、寄せ棟の屋根の形をした屋根形石が伴っている。

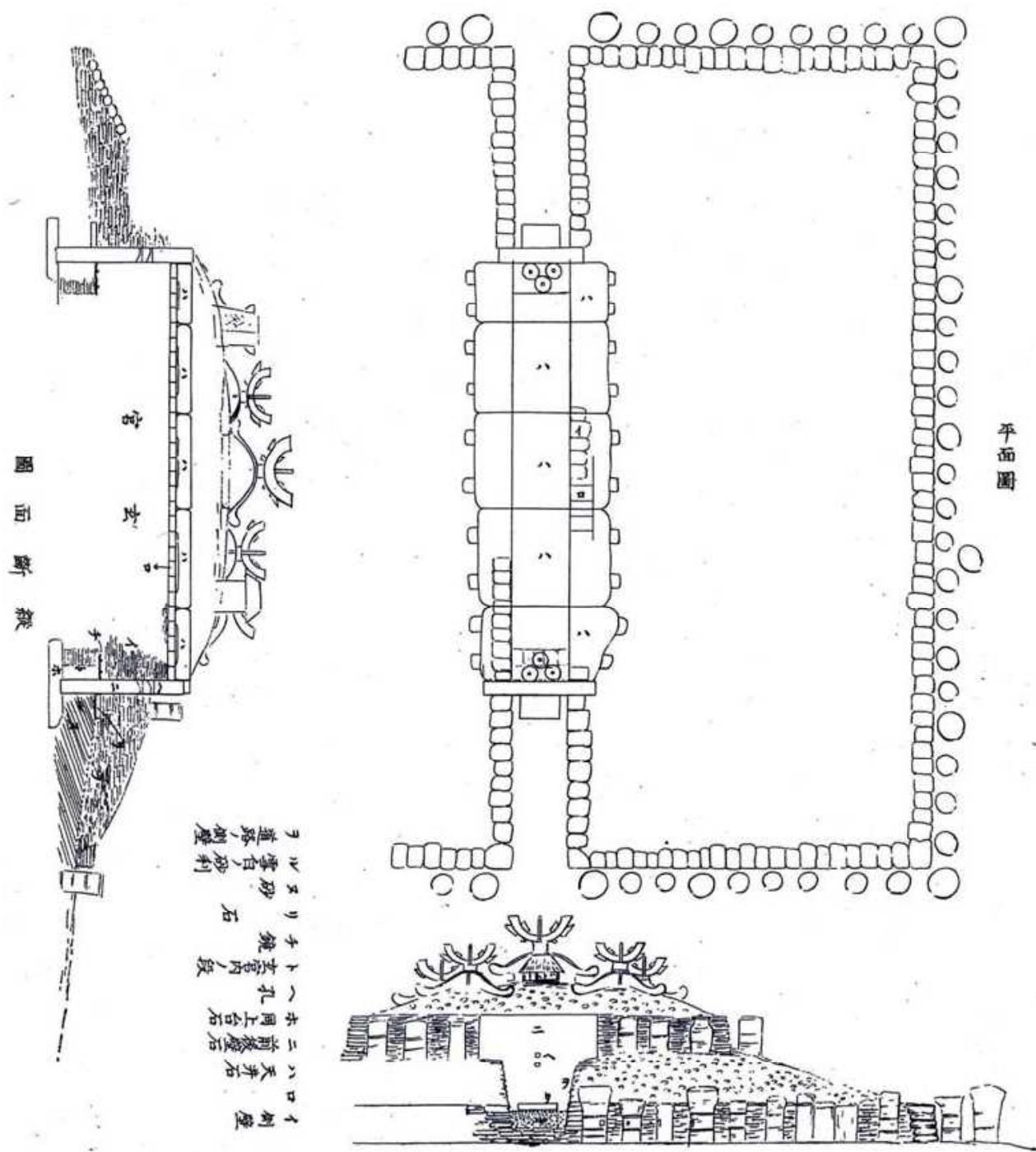
（4）石室の方丘上には、蓋（きぬがさ）形、盾形、壺形、家形の埴輪が置かれており、写真や図面が残る蓋形と盾形の埴輪は、直弧文を刻む初源的な型式のものである。また、円筒埴輪には鰐付きのものが確認できる。

（5）副葬品には銅鏡と石製品がある。銅鏡には「流雲文縁変形方格規矩鏡」「唐草文縁変形方格規矩鏡」「直弧文縁変形内行花文鏡」「平縁式四獸鏡」が確認でき、方格規矩鏡と内行花文鏡は、直径三五センチメートル（三二・五センチメートル）の超大型鏡である。

石製品には、腕輪（車輪石、鍬形石、石鉗）、玉類（管玉）、石製模造品（刀子、斧、高杯、椅子、貝）、琴柱形石製品（松林山型）、石製合子の蓋、石製臼などがあり、いずれも碧玉製と考えられる。



第3図 佐紀陵山古墳石室実測図
(註29 石田論文の「狭木之寺間陵御所在復旧工事実測図」より)



第4図 佐紀陵山古墳 和田千吉による後円部墳頂と石室の復原推定図
 (註 29 石田論文の「和田千吉氏構想狭木之陵御所在復元図」より)

陵山古墳と古墳の画期 ここにあげた陵山古墳の特徴には、古墳の前期から中期への変化の指標となる要素が含まれている。まず、石室の構造である。割石小口積みにして壁を構築する前期の竪穴式石室に対し、陵山古墳では短辺の壁を一枚の板石とし、床面にも板石の底石を使用する点は、それまでにはなかつた新しい要素である。さらに、天井石の両端部には二つの縄掛け突起が付く。この縄掛け突起は、古墳時代中期の長持形石棺を特徴づけるものであり、そこにつながる要素が認められる。⁽³⁰⁾

埴輪については、陵山古墳で新たな種類が出現していた可能性が高い。それが、最も古い型式と考えられる蓋形・盾形埴輪と家形埴輪といった器財埴輪である。和田千吉の復原図に示された埴輪の配置をみると、これら器財埴輪を前方後円墳の後円部、埋葬施設の上に配置し、周囲に鰐付き円筒埴輪を並べ区画する形が、陵山古墳では成立していると考えられる。この器財埴輪の配置は、集成編年4期の三重県石山古墳で全容が確認でき、⁽³¹⁾ 盾形・家形埴輪は、古墳時代の中期から後期にまで継承されていく。高橋克壽氏は、蓋形・盾形埴輪や規格性の高い鰐付き円筒埴輪の生産と、本格的な埴輪生産の専業集団の形成とが対応関係にあると指摘する。⁽³²⁾

また、陵山古墳の刀子・斧などの石製模造品は、松林山型の琴柱形石製品が伴い、刀子の石製模造品は刃部を直接表現し、皮の鞘は作られていない。これに対し、最も初期に位置づけられる奈良県馬見古墳群の宝塚古墳や三重県石山古墳の滑石製模造品は、年代的に降る恵解山型・宮山型の琴柱形石製品を伴い、刀子形は皮の鞘に入った形で作られている。⁽³³⁾ 陵山古墳の石製模造品は、宝塚古墳や石山古墳のものより明らかに古く、古墳時代の中期へとつながつていく滑石製模造品の祖形として位置づけることができる。陵山古墳は、器財埴輪と石製模造品の型式から集成編年4期の石山古墳より遡ると考えられる。

一方で、陵山古墳の大型銅鏡（仿製鏡）は、奈良県馬見古墳群の新山古墳と宝塚古墳の銅鏡と共に通点が多いことが指摘されている。⁽³⁴⁾ 新山古墳は3期、宝塚古墳は4期に位置づけられる。これらの点から、陵山古墳を集成編年3期の後半とするのが妥当である。⁽³⁵⁾ 集成編年の6期は、陶邑編年のTK七三型式に並行し五世紀前半とすると、集成編年3期後半の陵山古墳の造営年代は、やや幅をもたせても四世紀中頃から後半の時期と考えられる。

四世紀後半、佐紀陵山古墳の造営を契機として、新たな石室構造と器財埴輪が出現、石製模造品の祖形も成立し、その系譜は、中期以降の古墳へとつながつていった。新たな古墳の形態と儀礼の系譜が成立したということは、それを再生産し維持する組織も成立していたことを示唆する。この点は高橋克壽氏が指摘する、埴輪生産の専業集団の成立と整合する。大場磐雄は、『記紀』のヤマトヒコノ命とヒバスヒメノ命の葬送の記事を比較して「『古事記』の記事が考古学上の事実とはむしろ一致を示しているといつてよい」と述べている。⁽³⁶⁾ 確かに、大場の指摘のとおり、『古事記』の大后比婆須比賣命の陵墓に関する「石祝作を定め、又土師部を定めたまひき」という簡単な記載は、陵山古墳に見られる古墳の変化と一致する点は多い。『日本書紀』垂仁天皇紀の埴輪起源説話や、『古事記』の大后比婆須比賣命の陵墓の記載の背景には、四世紀後半、古墳の葬送が大きく変化した記憶が反映されていたのではないだろうか。

四、まとめ—垂仁天皇紀における祭祀・葬送伝承の意義—

本稿では『日本書紀』垂仁天皇紀に記された石上神宮の神宝と、日葉酢媛命の葬送における埴輪起源に関する伝承を取り上げ、考古学の調査研究の成果を参照しつつ、その歴史的な背景について考えてきた。その結果、いずれも四世紀後半頃の変化と関連し、その内容をある程度反映している可能性を指摘した。

神宝の性格と成立 石上神宮の禁足地から出土した鉄製の刀剣「内反素環頭大刀」、硬玉製の丁字頭勾玉や碧玉製琴柱形石製品は、垂仁天皇紀が記す神宝の具体的な内容を反映していると考えられる。これらは弥生時代末期から古墳時代前期までの年代の品々であり、四世紀後半頃を画期として、神のための神宝、もしくは神そのものとして、石上神宮の地に垣で区画・遮蔽した神庫を建て、収納・保管され始めたと考えられる。その時代は、まさに、出雲大社境内や宗像・沖ノ島の祭祀遺跡が形成される時期と一致する。

石上神宮の禁足地の出土品の中で、神剣「部靈」との関連が推定されてきた内反素環頭大刀は、特に重要な意味を持つ。この鉄刀は、考古学的には、漢帝国に由来する優れた刀剣である。日本列島で出土した素環頭大刀を集成・分析した今尾文昭氏は、「いちはやく所持した鉄刀が素環頭大刀であった」とする。⁽³⁷⁾ 前方後円墳が成立し、倭国が成立した三世紀代、漢帝国に由来する、この鉄刀を特別な刀剣として各地の有力者は入手し所持していたと考えられる。

これと類似した性格を持っていたのが、やはり漢帝国に由来し三世紀前半までに日本列島に伝えられていた銅鏡「画文帶神獸鏡」である。この鏡が、三世紀の古墳時代初頭になると畿内地域で集中して出土するようになるため、福永伸哉氏は、これを入手し分配することが、初期大和政権（ヤマト王権）につながる邪馬台国政権の政治的な求心力を高め、その鏡のモチーフは三角縁神獸鏡に受け継がれたとする。⁽³⁸⁾

画文帶神獸鏡のようなヤマト王権にとって重要な銅鏡を、石上神宮の神庫と同様に高床倉に収納・奉安し垣で区画・遮蔽した施設が、神宮の原型として『日本書紀』崇神天皇紀にある「神籬」の実態と考えられる。⁽³⁹⁾ このような施設は、秋津遺跡の事例から四世紀には存在していたことが確認できる。そして、弥生時代末期から古墳時代初頭（二世紀後

半（三世紀）の古い時代に日本列島にもたらされ、初期ヤマト王権にとつて政治的に重要な意味を持つていた銅鏡や鉄製の刀剣を、四世紀後半には、特別な神聖な宝物「神宝」として、または神そのものとして扱うことが定着したと考えられる。神宮の五十鈴河上への最終的な鎮座を、同じ垂仁天皇の時代のこととして『記紀』が記すのは、このようないくつかの時代背景があつたのではないだろうか。そして、それは、佐紀陵山古墳で確認できたような古墳の葬送儀礼の変化と並行していたのである。

『記紀』が記す垂仁天皇の時代の内容は、そのまま過去に起こつた歴史的な事象として扱うこととはできない。しかし、これまで見てきたように、その内容は、考古学資料が示す四世紀後半頃の事象と整合する部分が認められる。『記紀』の編纂段階で、四世紀後半頃に起こつたことの記憶が、垂仁天皇の時代のこととしてまとめられ編纂された可能性を考えることができるだろう。

続く五世紀には古墳の副葬品の中心は、最新の鉄製の武器・武具、農具・工具となる。これに連動するように、五世紀前半から中頃にかけて鉄製の武器、農具・工具、布帛類を供献品の中核とする祭祀の痕跡「祭祀遺跡」が列島内の各地に残されるようになる。⁽⁴⁰⁾ このような五世紀の大きな画期を準備していたのが、四世紀後半の変化であつた。倭国の国家形成期（三世紀）に、政治的に重要な機能をはたした銅鏡や鉄製の刀剣は、四世紀代、新たに最新の文化や技術を象徴する品々が列島内に流入し始めると、古くからの伝統的な権威を象徴する宝器・神宝として位置づけられ、列島内各地の主要な神祭りの場に収納・保管されていったのではないだろうか。そのような場が石上神宮や宗像大社の沖津宮（沖ノ島祭祀遺跡）であり、重要な宝鏡を奉安する伊勢神宮についても同じ歴史的な背景が考えられるのではないかだろうか。ここに、神宮の最終的な鎮座伝承が、垂仁天皇紀で語られる必然があるようと思われる。

東アジアの変化 では、四世紀後半の変化の背景には何があつたのだろうか。そこには東アジアの情勢変化が少なからず影響を与えていたと考えられる。中国大陸では、西暦三一六年に統一帝国の西晋が滅亡し、五胡十六国の不安定な時代となる。朝鮮半島では紀元前一〇八年以来、中国の出先機関として機能し続けてきた樂浪郡が三二三年に滅亡⁴¹⁾、帶方郡も滅亡し、高句麗や百濟が急速に台頭する。四世紀の前半、東アジアの地域的な枠組みが大きく変化した。この中で、不安定な中国から中国系の人々が多く朝鮮半島へ流入したと推定されている⁴²⁾。これに関連して日本列島にも影響が及び、四世紀後半の変化につながっていたのではないか。四世紀後半の沖ノ島祭祀の開始には、ヤマト王權の中枢、ヤマト地域と朝鮮半島を最短で結ぶ航路の成立が背景にあり、ここからは日本列島の倭国と朝鮮半島との交流の活発化が想定できる。また、石上神宮の七支刀は東晋の泰和（太和）四年（三六九）、百濟王により製作され日本列島にもたらされたと考えられる。四世紀後半、中国の東晋、朝鮮半島の百濟が、ヤマト王權の中枢、石上神宮の神宝と直接関係していたことを、具体的に示す例といつてよいだろう。

垂仁天皇紀には、朝鮮半島から日本列島に新たな神宝をもたらした天日槍のほかに、任那人蘇那曷叱智と田道間守の伝承をのせている。蘇那曷叱智は崇神天皇の時代に任那から来朝した人物で、赤絹を持たせて帰国させるが、それを新羅人に奪われたという。また、田道間守は天日槍の子孫で、非時の香果を求めて常世へと遣わされ天皇の崩御の後に帰国したと伝えている。これらの伝承には、四世紀後半、日本列島と朝鮮半島・大陸との交流が活発化し始めたいた頃の記憶が反映されているのかもしれない。倭国の祭祀と葬送の形が変化し始めた四世紀後半。その背景は、倭国の国家形成の過程とともに、中国の統一帝国、西晋の滅亡に始まる東アジアの変容を視野に入れて考える必要があるだろう。

註・参考文献

- (1) 倉野憲司校註『日本古典文学大系 古事記 祝詞』岩波書店、一九五八。本稿では、『古事記』は同書による。
- (2) 坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校註『日本書紀 上』岩波書店、一九六七。本稿では、『日本書紀』は同書による。
- (3) 沖森卓也他編著『古代氏文集 住吉大社神代記・古語拾遺・新撰龜相記・高橋氏文・秦氏本系帳』山川出版社、二〇一二。
- (4) 虎尾俊哉編『註釈日本史料 延喜式 上』集英社、二〇〇〇。
- (5) 福山敏男『神宮の建築に関する史的調査』造神宮司廳、一九四〇。
- (6) 元禄十二年（一六九九）の奥書をもつ『石上大明神縁起』には「本社ノ後ニ禁足ト名付ル處アリ、廻ラスニ石籬ヲ以テス、社氏ノ説ニ、神劍部靈、靈崇アルニ仍テ、石ノ櫃ニ安鎮シ、此處ニ齋埋ス、御影ヲ新ニ鑄造テ、錦袋ニ納メ、本殿ニ齋ヒ奉ル、今祭禮ノ日奉渡神劍是也ト云フ」とある。上田正昭・佐伯秀夫校註『神道大系 神社編十二 大神・石上』財団法人神道大系編纂会、一九八九。
- この禁足地は、石上神宮に伝わる江戸時代の境内絵図では、石の籬で区画・遮蔽され、中には「石上御本地」の文字が記されている。石上神宮編『石上神宮寶物誌』石上神宮、一九二九。
- (7) 大場磐雄『石上神宮』『神道考古学講座 第五卷 祭祀遺跡特説』雄山閣、一九七二。
- 藤井稔『石上神宮の七支刀と菅政友』吉川弘文館、二〇〇五。
- (8) 会下和広『弥生時代の鉄剣・鉄刀について』『日本考古学』第二三号、日本考古学協会、二〇〇七。
- (9) 近藤義郎編『前方後円墳集成 近畿編』山川出版社、一九九一。
- (10) 東大寺山古墳研究会編『東大寺山古墳の研究』天理大学付属天理参考館、二〇一〇。
- (11) 今尾文昭『素環頭鉄刀考』『橿原考古学研究所紀要 考古學論攷』第八冊、奈良県立橿原考古学研究所、一九八二。
- (12) 上田宏範・中村春寿『櫻井茶臼山古墳』『櫻井茶臼山古墳 附櫛山古墳』奈良県教育委員会、一九六一。
- 三世紀代の主要古墳の相対年代は、ホケノ山古墳→中山大塚古墳・箸墓古墳→黒塚古墳→下池山古墳・櫻井茶臼山古

- 墳の順で考えられ、ホケノ山古墳には三角縁神獸鏡が含まれないことから、同古墳は三世紀中頃、それよりも遅れる前方後円墳1期の黒塚古墳は三世紀後半、同2期の茶臼山古墳は三世紀末期頃の年代を推定できる。奈良県立橿原考古学研究所編『黒塚古墳の研究』八木書店、二〇一八。
- (13) 西島庸介「琴柱形石製品の研究」『考古学集刊』第三号、明治大学文学部考古学研究室、二〇〇七。
- (14) 米川仁一「秋津遺跡—古墳時代前期の大規模祭祀遺構に見える政治的背景—」『古代文学と隣接諸学7 古代の信仰・祭祀』竹林社、二〇一八。
- (15) 福山敏男「石上神宮の七支刀」『美術研究』第一五八号、東京文化財研究所、一九五一。
- (16) 笹生衛「神の籬と神の宮—考古学からみた古代の神籬の実態—」『神道宗教』第二三八号、神道宗教学会、二〇一五。
- (17) 山内紀嗣「古墳時代の布留遺跡」『ヤマトの開発史(2) (奈良女子大学21世紀COEプログラム報告集Vol.19)』奈良女子大学、二〇〇八。
- (18) 「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議事務局編『宗像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告Ⅰ』「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議、二〇一一。
- (19) 熊の神籬は、天日槍の神宝の最後に「熊神籬一具」として出てくる。「一具」とあるため、一揃えとして扱われる形状を推測できる。また、神籬は、宝鏡・神剣などを納めた建物を区画・遮蔽する施設と考えられる。このため、「熊神籬」には、天日槍の神宝としてあげた玉・小刀・鏡などを納め、外部から遮蔽するという機能を推定できる。
- また、本居宣長は安永六年の『答問録』のなかで、「熊神籬一具トアルハ、如何ナル物ゾ」との問い合わせに対し、次のように答えていた。
- 答、久麻比母呂紀ト訓ベシ、久麻ハ隈(クマ)隱(コモリ)ナドト同言ニテ、隱(カク)レコモリテアラハナラヌ事也、サテ此ヒモロギハ、韓國ニテ神ヲ祭ルニ、其神體ヲ安置スル具ニテ、佛像ヲ安置スル厨子(ズシ)ノ如クナル物ナルベシ、其制戸ビラアリテ、内ハアラハニ見エズ、隱レル故ニクマヒモロギト云也。
- この宣長の見解は、神聖な収納物を遮蔽するという意味では、先に示した神籬の解釈と一致する内容となっている。
- 註16論文及び、本居宣長「答問録」『本居宣長全集 第一巻』筑摩書房、一九六八。
- (20) 大社町教育委員会編『出雲大社境内遺跡発掘調査報告書』大社町教育委員会、二〇〇四。

- (21) 近藤義郎『前方後円墳の時代』岩波書店、一九八三。
- (22) 田中卓校註『神道大系 古典編六 新撰姓氏錄』(財)神道大系編纂会、一九八一。
- (23) 『群書類從』(一輯 卷二〇 神祇部) 続群書類從完成会、一九三二。
- (24) 虎尾俊哉編『註釈日本史料 延喜式 中』集英社、二〇〇七。
- (25) 泉森皎編『大和の古墳I』近畿日本鉄道株式会社、二〇〇三。及び註25文献。
- (26) 註25文献に同じ。
- (27) 徳田誠志他「神功皇后 狹城盾列池上陵墳塁裾護岸その他整備工事区域の調査および墳丘外形調査」『書陵部紀要』第五六号、宮内庁書陵部、二〇〇四。
- (28) 加古川市教育委員会編『行者塚古墳 発掘調査概報』加古川市教育委員会、一九九七。
- (29) 石田茂輔「日葉酢媛命御陵の資料について」『書陵部紀要』第一九号、宮内庁書陵部、一九六七。
- (30) 佐紀盾列古墳群では、陵山古墳に続く石塚山古墳では過去の記録から長持形石棺を使用している可能性が指摘されている。註9文献に同じ。
- (31) 京都大学文学部考古学研究室編『紫金山古墳と石山古墳』京都大学文学部博物館、一九九三。
- (32) 高橋克壽『埴輪の世紀 歴史発掘9』講談社、一九九六。
- (33) 河上邦彦編『橿原考古学研究所研究成果 第5冊 馬見古墳群の基礎資料』奈良県立橿原考古学研究所、二〇〇一。及び註31文献。
- (34) 註33、河上編文献に同じ。
- (35) 今尾文昭他「第一〇章 大和」、註9文献に同じ。
- (36) 大場磐雄「考古学上よりみた古事記」『大場磐雄著作集 第五卷 古典と考古学』雄山閣、一九七六。
- (37) 註11論文に同じ。
- (38) 福永伸哉『三角縁神獸鏡の研究』大阪大学出版会、二〇〇五。
- (39) 註16論文に同じ。
- (40) 笹生衛『日本古代の祭祀考古学』吉川弘文館、二〇一二。

(41)
42)

田中史生「武の上表文
もうひとつ東アジア」『文字と古代日本2 文字による交流』吉川弘文館、二〇〇五。
註18 文献に同じ。